

徳島県告示第四百三十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾施設の種類

外郭施設（防波堤）

二 名称

沖洲地区防波堤

三 位置

徳島市東沖洲二丁目地先

四 数量及び能力

1 延長 一五〇・メートル

2 幅員 八・九メートルから一・五メートルまで

3 天端高 DLプラス七・三メートルから七・五メートルまで

五 構造形式

ケーソン式消波ブロック混成堤